

かじか自治会	世知原町 矢櫃	H27. 4. 21	口ノ里地区	鹿町町口 ノ里	H22. 3. 31
長田代区	世知原町 長田代	H30. 2. 18	■崎辺地区(2/5)		
槍巻一区	世知原町 槍巻	H31. 4. 1	西天神町公民館	天神町	H11. 10. 8
栗迎四区	世知原町 栗迎	H31. 4. 1	十郎新町町内会	十郎新町	H11. 11. 1
槍巻三区	世知原町 中通	R5. 9. 11			

・組織数 4 6 9 組織（令和 6 年 3 月末日現在）・組織率全世帯の 7 8. 3 %

佐世保市では、第 7 次総合計画後期基本計画の K P I として、2 0 2 7（令和 9）年度までに全国平均の 8 4. 7 %に組織率を引き上げることとを目標としている。

【意見】

自主防災組織は、毎年少しずつ増加しているようではあるが、組織率目標を達成できるよう、現状の課題・問題点を検証し、具体的な対応策を各計画やマニュアルに盛り込むべきである。今後も、自主防災組織の必要性を周知したうえで積極的に結成を促進していくことを期待する。

ウ 地区防災計画策定推進事業

1. 事業概要												
事業名		7地区防災計画策定推進事業					部局課名		防災危機管理局			
							担当／内線		田中 2558			
計上開始年度／計上時性質		R元		新規			会計		01一般		款項目 10.1.4 大事業・中事業 02.03	
開始年度／性質							中事業名称		防災コミュニティ推進事業・地区防災計画策定推進事業			
事業の種類		その他ソフト					対 象		市民(地区自治協議会)			
防災・減災 計画の位 置付け	基本目標	①地域住民が中心となった防災体制の確立					目 的		災害対策基本法第42条第3項に基づき各地区自治協議会が地域の地勢や住民構成などに応じた地区防災計画を自ら策定し、市民が自助・共助の意識を持つことを目指す。			
	施 策	①ー1自主防災組織の結成促進(活動促進)										
	国土強靱化地域計画の記載	有	8-3									
地域防災計画の記載		無					活動指標		計画策定取り組み率			
各種計画への位置付け		無										
事業内容		・地区自治協議会が自ら地区防災計画を策定するための経費の支出及び策定のための協力(情報提供等)の実施を行う。 ・R元年度から5年間で、市内全27自治協議会が当該計画を策定することを目指す。					効果		・市民自らが居住する地区の災害に対する特性・弱点を知り災害に対する備えを行うことにより、地域の防災力の向上を図る。 ・自主防災組織の結成・活動促進につながる。			

2. 年次計画												
年度	H25実績	H26実績	H27実績	H28実績	H29実績	H30実績	H31/R1実績	R2実績	R3実績	R4予算	R5予算	総合計
合計							6,809	14,429	11,576	11,954	9,957	54,725
事業費	国											0
	県											0
	地方債											0
	その他											0
一般財源	0	0	0	0	0	0	6,809	14,429	11,576	11,954	9,957	54,725
工程 (年度毎に何を実施するか順に)							計画策定取り 組み2地区 (相浦・針尾)	計画策定取り 組み7地区	計画策定取り 組み7地区	計画策定取り 組み6地区	計画策定取り 組み5地区	
指標	目標値						7%	33%	59%	81%	100%	
	実績値						7%	33%	59%			

3. 評価			※新規事業は除く	
昨年度の 進捗状況	・R3は三川内、江上、南、柚木、宇久、崎辺、小佐々の7地区で策定した。		事業実施による効果	地域の自助・共助力の向上に貢献した。
次年度以降の 改善策	なし		次年度の方向性	継続
年次計画の修正	無			

2022（令和4）年度は、宮、早岐、九十九、中部、黒島、江迎の6地区で策定し、その事業費は、1176万6310円である。2023（令和5）年度は、山澄、清水、愛宕、北世知原の4地区で策定し、その事業費は、1032万4475円である。

【評価】

概ね計画通りに実施されており評価できる。

エ 自主防災会による防災訓練

佐世保市では、上記自主防災会防災訓練マニュアルを配布し、自主防災会による防災訓練の企画、実施を支援している。防災訓練に関して、佐世保市が把握している積極的な取り組みとしては、花高4丁目1組

自治会が年に1回多数の住民が参加している防災訓練を行っていること、下本山町が定期的に防災訓練を行っていることである。

なお、自主防災会の活動や訓練については、組織単体での活動に負担を感じている組織も少なくないことから、市では、地区の防災訓練を活用して必要な訓練や研修を実施している。

【意見】

自主防災組織結成後には、同組織が形骸化することのないよう、積極的に自主防災広報誌の発行及び自主防災研修会等を開催することが望ましい。また、自主防災会の活動状況を毎年報告させる、自主防災会に対してアンケートを実施するなどして、より活動実態の把握に努めるべきである。その結果、自主防災会として活動があまりなされていない組織に対しては、具体的な活動方法を情報提供すること等により活動を活性化させることも検討すべきである。

8 防災知識の普及に関する計画

(1) 佐世保市地域防災計画

佐世保市は、防災関係職員及び一般住民に対し、災害予防又は災害応急対策等の防災知識の普及徹底を図るために佐世保市地域防災計画で以下のとおり計画する。

ア 普及事項

普及徹底を要する事項は、おおむね次のとおりとする。

(ア) 佐世保市地域防災計画の概要

(イ) 火災予防の心得

(ウ) 農作物の災害予防事前措置

(エ) 災害気象及び注意報・警報の種別と対策

- (オ) 台風、地震等災害時の心得
- (カ) 避難予定場所及び避難時の注意事項
- (キ) その他各種応急対策で住民に周知すべき事項

イ 普及方法

防災知識の普及方法は、おおむね次のとおりとする。

- (ア) 市政だより及びその他刊行物による普及
- (イ) ラジオ、テレビ、インターネットによる普及
- (ウ) 広報車による普及
- (エ) 講習会及び展示会による普及
- (オ) 火災予防週間、海難防止運動、全国防災の日など各種防災運動期間を利用しての普及
- (カ) 出前講座による普及

(2) 関連計画等

この点について関連する計画等は以下の通りである。

ア 佐世保市国土強靱化地域計画

リスクコミュニケーション		
複数の部局に跨る課題に対し、情報交換、連携を行いながら解決を図る		
脆弱性の分析・評価、課題の検討	リスクへの対応方策検討	
【防災・防災教育の推進】 ○災害による被災者をなくすため、子どもを通じて、家庭や地域などで防火防災意識の向上を図る必要がある。	○今後も防火・防災意識の向上を図るため、学校において、家庭や地域との連携した防災教育の取組や自主的な取組の拡大に努める。	教育委員会 消防局 防災危機管理局

イ 佐世保市防災・減災事業計画

分類 担当	事務事業名 事業名	事業概要					
①-4 新規	防災コミュニティ推進事業	平時から避難の際に取るべき行動を検討するための一助として、住民自らが避難行動をとるための手順を整理するためのリーフレットを全戸配付する。				・リーフレットの全戸配付	
防災危機管理局	防災意識啓発事業						
前期計画	H25	H26	H27	H28	H29	H30	総事業費(千円)
							10,795
後期計画	R1	R2	R3	R4	R5		

分類 担当	事務事業名 事業名	事業概要					
②-1 新規	総合型地理情報システム整備事業	土砂災害警戒区域、浸水想定区域等のデータを統合型GISに登録する。				・警戒区域データのシステム登録	
防災危機管理局 土木部河川課 総務部情報政策課	防災情報GIS公開事業						
前期計画	H25	H26	H27	H28	H29	H30	総事業費(千円)
							1,447
後期計画	R1	R2	R3	R4	R5		

分類 担当	事務事業名 事業名	事業概要					
②-1 新規	総合型地理情報システム整備事業	ハザードマップ(洪水・土砂災害等)及び開設中の避難所を、公開型GISで公開することで、より多くの市民への周知及び情報発信の強化につなげる。				・洪水、土砂災害等のデータをシステムに登録	
防災危機管理局 土木部河川課 総務部情報政策課	防災情報GIS公開事業						
前期計画	H25	H26	H27	H28	H29	H30	総事業費(千円)
							6,896
後期計画	R1	R2	R3	R4	R5		

分類 担当	事務事業名 事業名	事業概要					
②-1 新規	洪水ハザードマップ作成事業	改正水防法による浸水想定区域の見直し結果に基づき、新たに洪水ハザードマップを作成し、公表、配布を行う。				・洪水ハザードマップの作成、配布	
土木部 河川課	洪水ハザードマップ作成事業						
前期計画	H25	H26	H27	H28	H29	H30	総事業費(千円)
							56,782
後期計画	R1	R2	R3	R4	R5		

(3) 実施内容・監査等

佐世保市の取り組みは以下の通りである。

ア 防災危機管理局の取り組み

上記（１）ア普及事項のうち、（ア）佐世保地域防災計画の概要、（キ）その他各種応急対策で住民に周知すべき事項（ハザードマップ（洪水・土砂災害、ため池）の周知）については、佐世保市ホームページに掲載している。同（エ）災害気象及び注意報・警報の種別と対策、（オ）台風地震等災害時の心得、（カ）避難時の注意事項については、下記災害時の避難行動シートで周知をしている。同（カ）避難予定場所については、佐世保市防災ポータルにて周知している。

[illegible]

- ①この口名の周りで「我が家」に集まる及びその周辺を動かしします。
②災害が発生する際に避難をするため、避難開始の目安を定めます。
③避難開始の目安となったとき、どのような避難行動をとるのかを決めます。

考えつめる災害	先にもつての備前	こんな年(避難開始の目安)	どうする(避難計画)
本誌災害	大雨警報	本誌災害警報発表時	〇〇屋敷にかく (立ち寄り避難)
水害 A 河	洪水警報	高浜原発避難	持ち出し品を準備する ()
水害 A 河	洪水警報	避難指示	〇〇地区ユニバーシティへ行く (立ち寄り避難)

施し、防災知識の普及に努めている。

【評価・意見】

普及事項につき、計画通り普及活動が進められており、一定の評価ができる。なお、ハザードマップについては、ホームページ以外に配布も行われており、市民への周知も進んでいるものと思料する。ハザードマップは常に最新のものを市民が利用して初めて意味があるものであるため、改めて、SNS等を活用することにより市民へ効果的に周知することが求められる。

【意見】

防災の基本は、市民一人一人が自らの居住地の災害特性を把握し、適切な避難行動をとるなど、「自分の命は自分で守る」ことであり、市民自らが防災について考え、備え、行動することが重要である。したがって、多くの市民に防災の学習や体験する場を提供するとともに、次世代を担う小中学生などの子どもに対して防災教育を実施するために、防災学習センターなどを整備することを検討することが望ましい。小中学生に対して防災教育を実施することは、市民への啓発活動として大変意義のあることと考えられ、また、佐世保市国土強靱化地域計画では、災害による被災者をなくすため、子どもを通じて、家庭や地域などで防火防災意識の向上を図る必要があることから、防火・防災意識の向上を図るため、学校において、家庭や地域との連携した防災教育の取組や自主的な取組の拡大に努めることを対策として計画していることからすると、防災教育の一環として、防災学習センターを活用することなどもできると思料する。

【意見】

普及活動の結果を検証し、その方法の相当性を再考するために、佐世保市民

へのモニターアンケート等を通じ、住んでいる地域の想定されている災害の認知度やその他佐世保市の施策等の認知度を調査することも有用であると思料する。

イ 消防局の取り組み

消防局では、上記（１）ア普及事項のうち、（イ）火災予防の心得に関して、以下のとおり研修等を行っている。

（ア）消防訓練所

No.	研修名	受講者	実施月日	対象者	内 容
1	消防大学校 幹部科復命 研修	350	2/29 ～ 3/31 の間、動画視聴による自己研修	全職員	1 事故事例に学ぶ 現場活動時等における、安全管理の重要性を過去の事故事例を参考に理解する 2 火災性状を学ぶ 火災性状を理解し、火災現場で刻々と変化する環境に対応できる知識を身に付ける

（イ）指令課

No.	研修名	参加者	実施月日	対象者	内 容 等
1	災害対応訓練	200	6/6	全署所員	出水期を迎えるにあたり、気象警報等発表時における配備体制の確認及び災害輻輳時における事案対応・避難誘導等の確認を行うとともに、各関係機関との連絡調整等の訓練を行い、各分野における対処能力の向上並びに佐世保市災害情報共有システムの取扱いの習熟に努めることを目的とする。
2	佐世保市まちづくり出前講座	15	7/28	市民	119番通報について

3	佐世保市 まちづくり 前講座	10	9/13	市民	1 1 9 番通報について
4	佐世保市 まちづくり 前講座	18	10/16	市民	1 1 9 番通報について
5	佐世保市 まちづくり 前講座	15	11/28	市民	1 1 9 番通報について
6	佐世保市 まちづくり 前講座	10	11/28	市民	1 1 9 番通報について
7	佐世保市 まちづくり 前講座	6	12/12	市民	1 1 9 番通報について
8	佐世保市 まちづくり 前講座	70	12/18	市民	1 1 9 番通報について
9	佐世保市 まちづくり 前講座	15	2/13	市民	1 1 9 番通報について
10	佐世保市 まちづくり 前講座	30	3/28	市民	1 1 9 番通報について
受講者数合 計		389			

(ウ) 予防課

以下のチラシを配布し、火災予防につき啓発活動を行っている。

**たき火による
火災に
ご注意を！**



たき火は、農林漁業者のやむを得ない焼却行為等一部の例外を除き、法令上**“禁止”**されています。

仮に違法性がない焼却行為であっても、煙や臭い等の苦情が寄せられれば消火指導を行う場合があります。

長崎県内では過去10年「たき火」が出火原因の一位を占めています。また、たき火による火災でお亡くなりになられたり、けがをされた事例もありますのでご注意ください。

佐世保市消防局
予防課広報係：0956-23-2539



佐世保市環境部
不適正処理事業対策室：0956-20-0660



**命を守る
住宅用火災警報器**
設置してありますか？点検してありますか？



10年経ったら交換を！

長崎県内全ての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられてから**10年以上**が経過しています。

※ 住宅用火災警報器は、古くなると電子部品の寿命や電池切れなどで火災を検知なくなることがありますので、機器本体を取り替えましょう。

■設置する場所(例)

設置が必要な場所は、寝室・階段等※です。

※階段は、寝室が2階以上にある場合に必要です。



■点検方法

ひもを引っ張ったり、ボタンを長押しすると、音声などで正常に作動するかどうかを知らせてくれます。



WITH 九州一斉 住宅用火災警報器普及啓発キャンペーン実施中！

長崎県 長崎県消防長会（長崎県内10消防本部）

長崎市消防局／佐世保市消防局／県央地域広域市町村圏組合消防本部／島原地域広域市町村圏組合消防本部／平戸市消防本部／松浦市消防本部／五島市消防本部／新上五島町消防本部／壱岐市消防本部／対馬市消防本部（お問い合わせは最寄りの消防機関へ）

【後援】
消防庁

お問合せ先 **佐世保市消防局**
予防課広報係：0956-23-2539

中央消防署：0956-24-7621
東消防署：0956-38-2519
西消防署：0956-47-2076



また、2023（令和5）年度の訓練等の実施状況は以下のとおりである。

調査、訓練等実施報告書（令和5年度分）

市内 の別 広域	実施項目	局		担 当 課 (署 所)								備考
		合 計		予防課		中央署		東署		西署		
		回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	
市内	防火講話 (住警器説明会)	48	3,289	16	503	6	133	11	446	15	2,207	
〃	訓練指導	349	22,603	9	1,788	172	9,971	54	2,798	114	8,046	
〃	予防広報	96	2,214	5	1,590	40	142	7	30	44	452	
〃	署(所)内見学	86	2,788			45	1,494	11	575	30	719	
〃	消防訓練	29	958			3	243	2	20	24	695	
〃	研修会											
〃	有床診療所 自主チェック											
〃	自主防災組織 結成促進	1	5							1	5	
広域	防火講話 (住警器説明会)	6	305					6	305			
〃	訓練指導	125	7,347					104	5,346	21	2,001	
〃	予防広報	25	113					14	37	11	76	
〃	署(所)内見学	16	367					15	347	1	20	
〃	消防訓練	10	1,328					4	279	6	1,049	
〃	研修会	3	285					3	285			
〃	有床診療所 自主チェック	1	130					1	130			
〃	自主防災組織 結成促進											

※上記研修報告のほか火災予防啓発については、市ホームページ、SNS等で随時広報を行っている。

佐世保市では上記調査、訓練等のほかに火災予防意識の向上を図るためのイベントを開催している。また、SNSを利用した活動とし

て、消防局はY o u T u b eチャンネルで動画にて火災予防等について積極的に配信している。そして、作成された動画は広報誌での案内や市内小中学生に配布されているタブレットに教材として掲載してもらうなど積極的に活用している。

なお、2024（令和6）年度からにはなるが、消防局I n s t a g r a mを立ち上げ、広報を行っている。

【評価】

S N Sを利用した広報等も含めて積極的に広報を行っており評価できる。

ウ 農林水産部農政課の取り組み

上記（１）ア普及事項のうち（ウ）農作物の災害予防事前措置に関して、農林水産部農政課は、台風や大雨などの災害が予測される際に、県北振興局から事前事後対策の通知がなされることを踏まえ、事前に課内の全職員へ通知のうえ、農家に指導を行っている。

9 避難行動要支援者に関する計画

（１）佐世保市地域防災計画

佐世保市は、高齢者や障がい者等の災害時に特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）のうち、災害が発生し、または災害が発生する恐れがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）の把握に努め、実効性のある避難支援を行うことが求められていることから、佐世保市地域防災計画では、以下のとおり計画する。

ア 避難行動の原則

災害に対しては、各人が自らの判断で避難行動をとることが原則であり、避難行動要支援者も、自ら適切な避難行動をとる意思をもつことが原則である。避難行動要支援者の安全に対しては特段の配慮が必要であるが、一方で、避難支援は避難行動要支援者の意思に基づいて行われるものであるということを、支援を要する者、支援を行う者の双方が認識するものとする。

イ 避難行動要支援者名簿の作成

佐世保市は、災害対策基本法第49条の10第1項の規定に基づき、避難行動要支援者に対しての避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎とする名簿（以下「避難行動要支援者名簿」という。）を作成する。

（ア）避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

避難行動要支援者名簿における避難行動要支援者は、市内に在宅でかつ下記に掲げる範囲の者とする。なお、社会福祉施設及び医療機関等に長期で入所・入院している者は、当該施設の管理者等が基本的に避難支援するものとし、避難行動要支援者名簿の避難行動要支援者からは、除くものとする。

- i 要介護認定3～5を受けている者
- ii 一人暮らしの高齢者（65歳以上）又は高齢者のみの世帯に属する者で、要介護認定1～2を受けている者
- iii 身体障害者手帳の交付を受け1級又は2級の者で、第1種を所持する肢体不自由、視覚障がい、聴覚障がい又は呼吸器機能障がいのある者
- iv 療育手帳のA、A1又はA2を所持する者

- v 精神障害者保健福祉手帳の１級又は２級を所持する者
- vi 特定疾患医療受給者証所持者のうち、人工呼吸器等を使用している者
- vii 佐世保市の障がい福祉サービスを受けている難病患者
- viii 従前の「佐世保市災害時要援護者支援制度」に登録されている者
- ix その他、自力での避難が難しいために避難の支援を希望する要配慮者

(イ) 災害対策基本法第４９条の１１第２項に規定されている避難支援等関係者となる者

- i 佐世保市消防局、佐世保市消防団
- ii 長崎県警察
- iii 民生委員
- iv 佐世保市社会福祉協議会
- v 自主防災組織、町内会等その他の避難支援等の実施に携わる関係者

(ウ) 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

- i 避難行動要支援者名簿に掲載する事項は、下記のとおりとする。
 - (i) 氏名
 - (ii) 生年月日
 - (iii) 性別
 - (iv) 住所又は居所

- (v) 電話番号その他の連絡先
- (vi) 避難支援等を必要とする事由
- (vii) その他避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項
- ii 避難行動要支援者名簿の作成に当たって必要な個人情報の入手方法は次のとおりとする。
 - (i) 災害対策基本法第49条の10第3項の規定による市が保有する情報の利用又は同条の10第4項の規定による長崎県知事その他の者に対する情報提供要請
 - (ii) その他要配慮者本人からの申し出

(エ) 名簿の更新に関する事項

名簿は、転入先及び新規の申請により、新たに避難行動要支援者となった者、並びに死亡、転出及び入所など避難行動要支援者の要件を満たさなくなった者の情報は随時更新することとする。

また、変更された情報は、関係する避難支援等関係者に対して、遅滞なく提供するものとする。

(オ) 災害対策基本法第49条の11第2項又は3項の規定により、避難支援等関係者に名簿情報を提供する際、情報漏洩を防止するために市が求める措置及び市が講ずる措置

- i 市は、情報の提供にあたっては、法第49条の13の規定に基づき避難支援者等関係者に守秘義務が課せられることを明示する等、情報漏えいの防止のために十分な措置を講ずることを求めることとする。
- ii 市は、名簿情報の不正な流出を防止するため、当該避難行動要支援者に関わることが想定される避難支援等関係者に限り提供

することとする等、当該名簿情報に係る避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるものとする。

(カ) 要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮

市は、要配慮者が災害情報を取得できるよう、多様な手段を活用した情報伝達体制の整備に努める。

(キ) 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者は、避難支援の実施にあたり、本人又はその家族などの生命及び身体的安全確保を最優先するものとし、市は、あらかじめ避難行動要支援者に対し、名簿提供は災害発生時に避難支援等関係者やその他支援者による避難支援が必ずなされることを保証するものではなく、法的な責任や義務を負うものではないことの周知を図るものとする。

ウ 避難行動要支援者名簿の提供

市は、平常時においては、災害対策基本法第49条の11第2項の規定により、避難行動要支援者からの同意を得て、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に名簿情報の提供を行うことができるものとする。

市は、現に災害が発生、または発生の恐れがある場合には、災害対策基本法第49条の11第3項の規定により、本人の同意の有無にかかわらず、名簿情報を避難支援等関係者その他の者に対し、提供することができるものとする。

エ 個別避難計画の作成

市は、災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、災害対策

基本法第49条の14第1項の規定に基づき、避難行動要支援者の同意を得て、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織、町内会、福祉専門職等の避難支援等関係者と連携し、避難行動要支援者ごとの個別避難計画の作成に努めるものとする。なお、作成に同意しない避難行動要支援者についても、必要な配慮を行うものとする。また、個別避難計画の作成に際しては、内閣府の取組指針等を踏まえ、自ら避難することが困難な者のうち、ハザード区域内に居住する者等を優先度が高い者として中心に取り組むものとし、優先度が高い対象者については、災害対策基本法の改正のあった令和3年度からおおむね5年程度で作成するよう努めるものとする。

(ア) 個別避難計画作成に必要な個人情報及びその入手方法

- a 個別避難計画には、避難行動要支援者名簿に記載された事項に加え、下記の事項を記載する

- (a) 避難支援等実施者の氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号
その他連絡先

- (b) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

- (c) 前二号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

- b 個別避難計画の作成にあたって必要な個人情報の入手方法は次のとおりとする

- (a) 災害対策基本法第49条の14第4項の規定による市が保有する情報の利用又は同条の14第5項の規定による長崎県知事その他の者に対する情報提供要請

- (b) その他要配慮者本人からの申し出

(イ) 個別避難計画の更新に関する事項

個別避難計画は、避難行動要支援者名簿と定期的に照合し、適時適切に更新することとする。

(ウ) 災害対策基本法第49条の15第2項又は3項の規定により避難支援等関係者に個別避難計画情報を提供する際、情報漏えいを防止するために市が求める措置及び市が講ずる措置

a 市は、情報の提供にあたっては、法第49条の17の規定に基づき避難支援等関係者に守秘義務が課せられることを明示する等、情報漏えいの防止のために十分な措置を講ずることを求めることとする。

b 市は、個別避難計画情報の不正な流出を防止するため、当該避難行動要支援者に関わることが想定される避難支援等関係者に限り提供することとする等、当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるものとする。

(エ) 要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮

市は、要配慮者が災害情報を取得できるよう、多様な手段を活用した情報伝達体制の整備に努める。

(オ) 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者は、避難支援の実施にあたり、本人又はその家族などの生命及び身体的安全確保を最優先するものとし、市は、あらかじめ避難行動要支援者に対し、個別避難計画の情報提供は災害発生時に避難支援等関係者やその他支援者による避難支援が必ずなされることを保証するものではなく、法的な責任や義務を負うものではないことの周知を図るものとする。

オ 個別避難計画情報の提供

市は、平常時においては、災害対策基本法第49条の15第2項の規定により、避難行動要支援者からの同意を得て、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に個別避難情報の提供を行うことができるものとする。

市は、現に災害が発生、または発生の恐れがある場合には、災害対策基本法第49条の15第3項の規定により、本人の同意の有無にかかわらず、個別避難計画情報を避難支援等関係者その他の者に対し、提供することができるものとする。

カ 社会福祉施設等における対策

社会福祉施設等には、自力では歩行できない高齢者や障がい者、又は、児童が入所あるいは通所しており、これらの人々は、災害発生時に自力で行動することは困難であり介助が欠かせない。災害発生時にはこれらの人々の安全を確保するため、次の防災対策を図る。

(ア) 防災設備等の整備

災害発生時に、要配慮者はとっさの自己防御がとれない可能性が高いことから、施設の建物の倒壊や火災などの被害を受けないようにするだけでなく、照明器具や備品などの転倒や落下などの危険がないように配慮する。

また、ライフライン等の機能停止の際にも、施設入所者の生活維持ができるよう必要に応じて、非常用給水タンク、非常食料、医薬品の設備、備蓄に努める。

(イ) 災害時行動の迅速化

災害発生時には、施設職員の迅速で的確な行動が重要であり、このため、職員の任務分担、動員計画、避難方法等を定めた災害時行動マニュアルの作成に努める。

入所あるいは通所している人々の身体状況は様々であるためそれ

それぞれの施設の実情に応じた迅速な行動を事前に把握するように努める。

地域社会の防災関連機関等との連携を考慮したマニュアルとなるよう努める。

(ウ) 防災教育、防災訓練の充実

施設の職員が、防災に理解を深め、災害発生時に適切な行動をとれるよう定期的に防災教育を行う。また、職員や入所・通所者が災害時の切迫状況でも適切な行動がとれるよう、各々の施設の構造や、入所・通所者の状況に応じた防災訓練を行う。とくに自力歩行が困難な入所者がいる施設では、夜間における防災訓練を努めて実施するようにする。

(エ) 緊急連絡体制の整備

災害発生時の関係機関への迅速な連絡が行えるよう、緊急時の情報伝達の手段、方法を定める等、緊急連絡体制の整備に努める。

(オ) 地域社会との連携

社会福祉施設の入所、通所者は、自力で避難できない場合が多く、サポートが必要である。災害時における避難に際しては職員だけでは不十分であり、地域住民等によるボランティアの支援が望まれる。この点からも、日ごろから地域にとけ込んだ施設となるように努め、住民との連携を深め、災害時には協力が得られるような体制づくりに努める。

(2) 関連計画等

この点について関連する計画等は以下のとおりである。

ア 佐世保市国土強靱化地域計画

保健医療体制の連携、確保により市民の生命を守る		
脆弱性の分析・評価、課題の検討	リスクへの対応方策検討	
【社会福祉施設等の耐災害性強化対策】 ○社会福祉施設等において、利用者等の被災を最小限に抑えるために、①施設の耐震化を進める、②安全性に問題のあるブロック塀等の改修を進める、③水害対策のための施設改修等を進める、④停電時にライフラインを確保するための非常用自家発電の整備等を進める必要がある。	○社会福祉施設等の安全性を確保するため、必要に応じて計画的に対策を実施する。	
リスクコミュニケーション		
複数の部局に跨る課題に対し、情報交換、連携を行いながら解決を図る		
脆弱性の分析・評価、課題の検討	リスクへの対応方策検討	
【避難行動要支援者の支援】 ○避難行動要支援者の個別避難計画と、その実行性を確保する必要がある。	○定期的な避難行動要支援者の把握、名簿の更新を行うとともに、避難行動要支援者ごとに個別避難計画の策定を推進し、その実効性を確保していく。	
【要配慮者利用施設の避難確保】（重点） ○高齢者、障がい者等の要配慮者は、災害時の避難行動の遅れにより、被災する危険性が高くなるため、要配慮者が利用する施設における避難確保計画の策定や避難訓練が必要である。	○高齢者、障がい者等の要配慮者は、災害時の避難行動の遅れにより、被災する危険性が高くなるため、土砂災害防止法に基づき、要配慮者が利用する施設における避難確保計画の策定、避難訓練の実施を促進する。	保健福祉部 教育委員会 子ども未来部 防災危機管理局

イ 佐世保市防災・減災事業計画

分類 担当	事務事業名 事業名		事業概要				
①-3 新規	避難行動要支援者調査 事業		避難行動要支援者について、各所管課がそれぞれ 管理する情報をシステム化して一元管理し、災害時 に的確な避難支援活動を実施できるよう備える。				・システム導入
保健福祉部 保健福祉政策課	避難行動要支援者支援 システム整備事業						
前期計画	H25	H26	H27	H28	H29	H30	総事業費(千円)
							12,966
後期計画	R1	R2	R3	R4	R5		

ウ 災害対策基本法

(3) 実施内容・監査等

ア 災害対策基本法

2011（平成23）年の東日本大震災や令和元年の台風19号の影響を受け、災害対策基本法が改正され、避難行動要支援者名簿の作成や個別避難計画の作成に関して市町村の義務が明確化されている。

(ア) 避難行動要支援者名簿の作成の義務化（2013（平成25）年）

東日本大震災の教訓として、障がい者、高齢者、外国人、妊産婦等の方々について、情報提供、避難、避難生活等様々な場面で不十分な場面があったことを受け、こうした方々に係る名簿の整備・活用を促進することが必要とされたことから、2013（平成25）年の災害対策基本法の改正により、災害時に自ら避難することが困難な高齢者や障がい者等の避難行動要支援者名簿を作成することが市町村の義務とされた。

(イ) 個別避難計画作成の努力義務化（2021（令和3）年）

2019（令和元）年台風19号等の災害においても、多くの高齢者や障がい者の方々が被害に遭われている状況を踏まえ、災害時の避難支援等を実効性のあるものとするためには個別の避難計画の作成が有効とされたことから、令和3年の災害対策基本法の改正により、避難行動要支援者について個別避難計画を作成することが市町

村の努力義務とされた。

イ 避難行動要支援者名簿の作成・提供

(ア) 佐世保市では、避難行動要支援者名簿や個別避難計画を作成するために西日本電信電話株式会社が供給する避難行動要支援システムを導入している。

避難行動要支援システムは、おおむね、要支援者の情報を管理し、災害予測範囲に住んでいる要支援者を地図上で特定し、迅速に避難支援計画を策定できるウェブシステムである。同システムの導入により、要支援者の台帳を一元管理し、関連部局にて情報の共有を行うことが可能となること、平常時の要支援者の登録や更新などの簡易作業を容易にし、要支援者のリストなどを簡単に作成できるようになること、要支援者の位置情報を管理することにより、要支援者がどこにいるのかを視覚的に把握できるようになること、などの効果が得られる。

佐世保市では、下記のとおりシステム導入後の運用・保守についても、西日本電信電話株式会社に委託している。

N o	契約名称	契約金額	予定金額	契約先	契約方法	見積入手業者数	随意契約の理由
1	佐世保市避難行動要支援者支援システムの運用・保守業務	462,000	462,000	西日本電信電話㈱長崎支店	随意契約	1社 (特命随意契約)	システムの開発業者であり、適切な運用・保守ができるのは同社のみ

(イ) 佐世保市では、明確にルールを定めているわけではないが、1年に1度、上記(1)イ(ア) i～viiに記載の者に該当する者のうち、新たに同要件に該当するようになった者、名簿掲載に関する同意の確認の取れていない者(これまで未回答であった者)、及び前回不同意と回答してから5年以上経過している者に対して、以下のとおり

の同意確認のための文書を送付し、名簿作成及び更新を進めている。

災害時の避難行動支援に関する同意確認について (平常時の避難行動要支援者名簿への掲載、関係者への情報共有)

佐世保市では、在宅の高齢の方や障がいをお持ちの方など、災害時に自力での避難が難しい「避難行動要支援者」の方々を一覧にした名簿を作成し、避難支援等関係者と共有することで、平常時から災害に備える取組みを行っています。

名簿へ「お名前」、「ご住所」、「連絡先」等の個人情報を掲載し、関係者へ情報共有にあたっては、ご本人の同意が必要となっており、裏面の①～⑦に該当する方のうち、令和6年9月現在、名簿掲載に関する同意の確認がとれていない方、及び以前「同意しない」とのご回答をいただいてから5年以上経過している方に対して、同意確認のためのお知らせをお送りさせていただいております。

つきましては、別紙の同意書に同意・不同意のご意向と、必要事項をご記載の上、同封の返信用封筒でご返送いただきますようお願いいたします。

【提出期限：令和7年1月10日（金）】

【避難支援等関係者に共有する名簿の様式】

避難行動要支援者名簿（同意）									
1期：1期									
令和6年4月1日作成									
No.	フリガナ	年齢	生年月日	性別	電話番号1	電話番号2	避難区分	区分	
1	〇〇 〇〇	60	昭和37年8月1日	佐世保市 早岐1丁目〇番〇号	0956-24-1111	0956-24-1111	高齢	精神障害者	
2	〇〇 〇〇	60	昭和17年5月10日	佐世保市 早岐1丁目〇番〇号	0956-24-1111	0956-24-1111	高齢	身体障害者	
3	〇〇 〇〇	60	大正15年1月15日	佐世保市 早岐1丁目〇番〇号	0956-24-1111	0956-24-1111	高齢	要介護高齢者1	
4	〇〇 〇〇	60	昭和16年11月20日	佐世保市 早岐1丁目〇番〇号	0956-24-1111	0956-24-1111	高齢	要介護高齢者2	
5	〇〇 〇〇	60	昭和42年3月25日	佐世保市 早岐1丁目〇番〇号	0956-24-1111	0956-24-1111	高齢	身体障害者	
6									
7									

※名簿の提供先となる避難支援等関係者とは…

佐世保市消防局・長崎県警察・民生委員・町内会や自治会等
自主防災組織・佐世保市社会福祉協議会 です。

※佐世保市ホームページでも
制度の概要について掲載しています

佐世保市 避難行動要支援者 検索



【お問い合わせ】

佐世保市役所 保健福祉部
保健福祉政策課 地域福祉推進室
担当：外尾、藤田
電話：0956-24-1111（内線：5526）

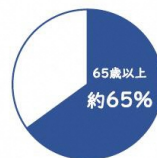
●送付対象者

- ① 要介護認定3～5を受けている方
- ② 一人暮らしの高齢者（65歳以上）又は高齢者のみの世帯に属する方で、要介護認定1～2を受けている方
- ③ 身体障害者手帳の交付を受け1級又は2級の方で、第1種を所持する肢体不自由、視覚障がい、聴覚障がい又は呼吸器機能障がいのある方
- ④ 療育手帳のA、A1又はA2を所持する方
- ⑤ 精神障害者保健福祉手帳の1級又は2級を所持する方
- ⑥ 特定疾患医療受給者証所持者のうち、人工呼吸器等を使用している方
- ⑦ 本市の障がい福祉サービスを受けている難病患者の方

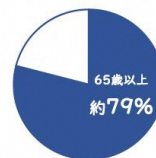
●近年の災害被害の状況

近年の台風、豪雨災害では、全体の死者のうち65歳以上の高齢者が占める割合が非常に高くなっています。犠牲を避けるためには、高齢者をはじめ、自力での避難が難しい方々が、災害時に支援を受けられる環境を日常的に作っておくことが必要です。

令和元年台風19号



令和2年7月豪雨



災害対策基本法第49条の11第3項の規定により、災害発生時に佐世保市が必要と判断する場合には、今回の意思表示に関わらず、避難支援や救助活動に役立てるために全ての避難行動要支援者の情報を消防や警察等の関係機関に提供することがあります。

該当者の把握方法としては、介護・障害手帳の情報については、月次DB連携による避難行動要支援システムへの資格情報の取り込みを行い、障害手帳の有効期限が切れている者等については、連携の不具合が確認されているため、障がい福祉課からデータの提供を受け、システムから抽出したデータの正誤確認を行うようにしている。

また、特定疾患医療受給者証所持者のうち、人工呼吸器等を使用する者については、長崎県国保・健康増進課に情報照会をし、データの提供を受ける。

（ウ） 佐世保市での避難行動要支援者名簿についての2024（令和6）年4月1日時点での内訳は以下のとおりである。

避難行動要支援者名簿について 内訳

1. 避難行動要支援者名簿掲載者数

単位：人

要支援者数	うち回答済み		うち未確認	
	同意	不同意	未回答	新規
10,180	4,642	1,259	2,115	2,164

2. 掲載理由による名簿掲載者の内訳

単位：人

名簿への掲載理由		名簿 掲載者数
1	要介護認定3～5を受けている者	2,865
2	一人暮らしの高齢者（65歳以上）又は高齢者のみの世帯に属する者で、かつ要介護認定1～2を受けている者	3,800
3	身体障害者手帳1級又は2級で第1種を所持する者（肢体、視覚、聴覚又は呼吸機能に障がいのある者）	1,800
4	療育手帳A、A1又はA2を所持する者	597
5	精神障害者保健福祉手帳の1級又は2級を所持する者	1,656
6	特定疾患受給者証所持者のうち、人工呼吸器等を使用している者	9
7	本市の障がい福祉サービスを受けている難病患者	5
8	従前の「佐世保市災害時要援護者支援制度」の登録者	353
9	その他、自力での避難が難しいために避難の支援を希望する要配慮者	391
合 計（重複を含む）		11,476

3. 避難行動要支援者名簿（情報提供分）配付先

警察署（佐世保警察署、相浦警察署、早岐警察署、江迎警察署、新上五島署（宇久町管轄のため））、佐世保市消防局、民生委員、町内会（一部）、社会福祉協議会

※ 未確認のうち未回答…同意書を送付したが回答なし、新規…新規対象者で同意書未送付

（エ） 佐世保市では、以下のとおり避難行動要支援者情報を個人情報ファイル簿として取りまとめ、避難行動要支援者等の権利利益を保護している。

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	避難行動要支援者情報	
行政機関等の名称	佐世保市	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	保健福祉部 地域福祉推進室	
個人情報ファイルの利用目的	①避難行動要支援者に対しての避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎となる名簿を作成するため ②災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため（主に個別避難計画）	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 性別、4 生年月日、5 電話番号、6 世帯情報、7 緊急連絡先、6 介護認定情報（要介護度等）、7 障がい福祉情報（障がいの種別、等級等）、8 名簿掲載同意情報、9 要配慮情報（本人の現況、必要補装具等）、10 避難実施支援者情報（氏名、住所、連絡先等）、11 避難経路情報（避難場所、避難経路、移動手段等）、12 福祉サービス利用情報（事業所名等）	
記録範囲	避難行動要支援者	
記録情報の収集方法	住基システム、介護システム、障がい福祉システムとのデータ連携、本人からの申告、担当福祉事業所等からの提供、職員が調査したもの	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	☒ 含む ☐ 含まない	
記録情報の経常的提供先	長崎県警察、民生委員、佐世保市社会福祉協議会、町内会、その他避難支援等関係者	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）保健福祉部 保健福祉政策課	
	（所在地）857-0042 佐世保市高砂町5番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）	☐ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
備 考		

【意見】

佐世保市では、必要に応じて、避難行動要支援者の対象となる者に当制度の案内を行うとともに、広報誌や市のホームページの掲載により制度を周知している。

要支援者は、自分が支援を必要とする状況であるか自己判断が難しいことも多いとのことである。したがって、当制度をホームページ等で広く周知することの継続に加えて、引き続き居宅介護支援事業所などの要介護者の方と日ごろ接点がある機関、障がい者相談支援事業所など障がいのある者と日ごろ接点がある機関、地域包括支援センターなどの高齢者の方と日ごろ接点がある機関、民生委員等に協力を仰ぎ、個別で対象となりうる者に情報提供を行っていくことが望ましい。

【評価・意見】

佐世保市では、要支援者が名簿作成に同意するか否かにつき、定期的に制度対象者全員を調査するルールにはなっていない。一方で、明確なルールはないものの、上記のとおり、1年に1度は状況の変化に応じ意向確認を行っており、この点は評価できる。

今後は、確実に名簿がより最新の状況に近くなるよう上記をルール化するとともに、要支援者の状況は随時変化するため、一定の年数を定めて制度対象者全員を調査すべきである。

ウ 個別避難計画の作成・情報の提供

(ア) 個別避難計画について

2021（令和3）年5月に災害対策基本法が改正され、避難支援等実施者、避難場所・経路などを記載する個別避難計画の作成が市町

村の努力義務となった。併せて「避難行動支援に関する取組指針」も改定され、優先度の高い者から作成が完了するよう取り組むこととなっている。また、本人の心身の状況や生活実態を把握しているケアマネジャー等の福祉専門職と連携すること等も示された。

いつ、だれがどこへ逃げるのか、の行動支援を行うための登録制度である。

(イ) 内閣府モデル事業の実施

佐世保市では、2021（令和3）年5月に災害対策基本法改正により、個別避難計画作成が努力義務化されて以降、2022（令和4）年度内閣府事業避難行動要支援者に係る個別支援計画の作成の推進において、モデル事業を実施した。モデル事業の実施内容、実施方法は以下のとおりである。

- ① 市内の洪水ハザードマップの対象地域からモデル地区を選定
（2か所（人口密集地である早岐地区、郊外地域の宮地区））
- ② ハザードの状況、世帯区分（独居・高齢世帯）等から対象者を抽出
- ③ 庁外の体制構築を行うため、関係者へ事業の趣旨を説明し協力依頼
- ④ サービス事業所を介して、本人へ趣旨を説明、意思確認を実施
- ⑤ 事業所協力のもと、作成に同意した者への個別避難計画素案を作成
- ⑥ 町内外の関係者が参画する地域調整会議を設置
- ⑦ 外部有識者の派遣を依頼し、地域調整会議（全体会）で座学勉強会を実施
- ⑧ 町内会単位の地域調整会議（分会）において素案をもとに具体的

な作成作業、協議を実施

- ⑨ 個別避難計画を作成
- ⑩ 作成した個別避難計画の実行性を確保するため、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）が提供するクラウド型被災者支援システムを含めたデジタル技術の活用を検討
- ⑪ 作成プロセスを可視化し、全市域への展開を実現するためのノウハウを蓄積
- ⑫ 事業評価、検証を踏まえた次年度以降の取組方針、中期計画の検討

そして、同事業の内閣府宛の最終報告書では、以下のとおり取組方針を定めている。

作成の優先度の高い要 支援者の個別避難計画 の作成の取組方針	作成件数（実績）		作成件数（予定・見込）			
	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
	0	18	80	160	240	320

※R8年度の320名は、令和5年3月1日時点での、個別避難計画作成の優先度が高い要支援者

（ウ）2023（令和5）年度以降の取組

佐世保市では、2023（令和5）年度以降は以下のとおり取り組んでいる。

令和5年度当初の時点における状況

【課題】

- ・個別避難計画作成の対象者となる避難行動要支援者の状況把握ができていない。
- ・計画作成の優先順位並びに計画的に作成していくため方策が定まっていない。

【困難や工夫】

- ・市の方針決定の際に実効性（具体性）のある計画となるよう指示を受け、避難支援のタイミング、避難支援等関係者の連携方法を意識した個別避難計画を検討
- ・広報させば動画版（二回）を活用した防災意識の醸成

【取組の方針】

- ・R4に取り組んだ結果・反省点を踏まえ、より災害時において実効性のある計画を目指している。（簡易的なタイムライン導入・避難訓練の実施等）
- ・マンパワーが少ない想定の中で、デジタルツールを利用し、業務の効率化・継続可能な業務の構築を目指す。

【具体的な取組の内容】

- ①新たなモデル地区の選定および、地区勉強会
- ②委託を含めた福祉専門職との連携検討（事業所BCPとの連携を含む）
- ③計画作成の優先順位（優先すべき対象者）検討
- ④デジタルツール導入の検討（個別避難計画オンライン作成）
- ⑤地域防災訓練での訓練実施

令和5年度末の時点における状況

【取り組みの成果】

- (1) 佐世保市の洪水ハザードマップにおける危険区域に居住する避難行動要支援者の実態把握
- (2) 計画作成の優先順位の策定
- (3) モデル地区の選定
- (4) 委託を含めた福祉専門職との連携検討
- (5) 個別避難計画の作成スキーム（案）及び避難支援時のタイムライン策定方法の検討
- (6) デジタルツール導入の検討

4

令和5年度末時点の課題

- 法改正後概ね5年以内に取り組みが必要な要支援者を約1,200人と定め、年間約400人の要支援者に対し計画作成の同意等確認を行い、同意のあった方への取り組みを進めることとしたが、計画作成を介護サービス等における計画作成時に併せて行うこと（福祉専門職への委託）を検討しているところ、まだ協議中の状態である。
- 福祉専門職（ケアマネジャー・相談支援専門員）が不足しているという状況下、委託への負担感も大きい。
- 福祉専門職（ケアマネ）の団体が個人単位で加入している協会であり、全体へのコンセンサスを得る必要あり。
- 地域における防災訓練はまだ事例が少ないため、ミニマムスタートの状態で、要支援者を含めた取り組みは難しい地域もある。
- デジタルツール（個別避難計画オンライン作成）の有効性の検証ができていない。

今後の取組の方向性

- 福祉専門職に個別避難計画作成における中心的役割を担っていただきたく、継続した協議を行うが、今後の協議の経過によっては、委託による作成手法について再検討が必要。
- 震災に関する報道等の影響により、関係者の防災意識が高まっているため、機を逃さずに取り組む。
- 令和6年度に計画している作成対象者への意向確認を開始する。（民意の醸成→支援関係者への働きかけ等）

（エ） 2024（令和6）年3月末（令和5年度）までの実績

災害時個別避難計画を作成済みの者は、2024（令和6）年3月末で15名である。

作成済みの者の属性としては、主に常時電源を必要とする医療機器（人工呼吸器）を使用し、停電が生命の危機に関わる大きなハザードとなるものかつ移動が非常に困難で普通の避難行動ができない者である。

また、避難支援関係者に対する周知の実施状況としては、消防署に対して、年1回最新情報の提供を行っており、その他医療機関や訪問看護ステーションへの周知を行っている。

こうして、個別避難計画を作成したうえで、関係機関等と情報共有の上、避難時の役割確認を行っている。作成した計画は、1年ごとに本人の状況、家族の状況及び環境等の確認を行い、内容の見直しを図っている。

【指摘】

個別避難計画の作成は災害対策基本法第49条の14により、当該避難行動要支援者の同意が得られない場合を除き、佐世保市長に作成の努力義務が課せられているものである。避難行動要支援者名簿には2024（令和6）年3月末時点では4642名登録されており、2022（令和4）年度末の状況ではあるが、そのうち個別避難計画作成の重要度高い者は320名である。そして、2023（令和5）年度には、80件の個別避難計画が策定されている見込みであったが、現状は、その20%にも満たない状況である。

災害発生時に適切な援護を行うためにも、引き続き関係者の協力を得られるように個別避難計画作成の趣旨の啓発活動を行い、当該避難行動要支援者の同意が得られない場合を除いて、同計画の作成に向けて努力することが望まれる。

優先度が高いと判断した避難行動要支援者につき、期限（年度ごとではなくて、月ごとなどの短期間の期限）や数値目標を設定して常に進捗を確認する、市の職員だけでは人手が足りない場合には福祉専門職と委託契約を締結するなど、早急に個別避難計画作成を進めるべきである。

エ 避難支援等関係者に対する施策

佐世保市は、避難支援等関係者などを対象に防災講話を行うなどして、周知を図っている。

オ 社会福祉施設等における対策

社会福祉施設等における防災設備の整備状況については、前掲のとおりである。担当部署によると、災害時の行動迅速化のための災害時行動マニュアルの作成推進状況については、佐世保市国土強靱化地域計画において社会福祉施設等の要配慮者利用施設の避難確保に関して、避難確保計画を策定することとなっているところ、災害時行動マニュアルと避難確保計画は同様のものとして扱っているため、避難確保計画と別に災害時行動マニュアルの作成推進状況を把握しているわけではないとのことであった。

なお、佐世保市国土強靱化地域計画では、佐世保市の国土強靱化推進ための取組状況を把握するため、重点施策については、K P Iにより進捗管理を行っている。

社会福祉施設等の要配慮者利用施設の避難確保に関しては、同施設の避難確保計画策定率を2023（令和5）年度には100%とすることを目標としている。2022（令和4）年度の実績では、53.7%であり、2023（令和5）年度の実績では、55.9%である。

社会福祉施設等が避難訓練を実施する際の支援等を行っていない。

【意見】

社会福祉施設等では、自力では歩行できない高齢者や障がい者、又は、児童が入所あるいは通所しており、これらの人々は、災害発生時に自力で行動することは困難であり介助が欠かせないため、災害時に被害を最小限に抑えるためにも、防災設備の整備や、災害時行動マニュアルを作成することは重要である。

ここで、「災害時行動マニュアル」について、地域防災計画上では、職員の任務分担、動員計画、避難方法等を定めるものと規定されているが、市では、避難確保計画と同義のものとして整理しているとのことである。

佐世保市が定める「災害時行動マニュアル」が、そもそも何を想定しているものかあいまいである点に問題があると思料されるが、仮に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等に基づく非常災害対策計画だと仮定すると、避難確保計画とは以下のとおり比較される。

計画	非常災害対策計画	避難確保計画
根拠法令等	○ 厚生省令又は厚生労働省令 ・ 介護保険施設等 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第39号）等 ・ 障害者支援施設等 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省令第171号）等 ・ 救護施設等 救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準（昭和41年7月1日厚生省令第18号）等 ・ 児童福祉施設等 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等（昭和23年12月29日厚生省令第63号）等	- 水防法（昭和24年法律第193号） - 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号） - 津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）
対象（※1）	○ 社会福祉施設等 ・ 介護保険施設等 ・ 障害者支援施設等 ・ 救護施設等 ・ 児童福祉施設等	浸水想定区域、土砂災害警戒区域、津波浸水想定内に所在し、市町村が作成する地域防災計画に記載のある要配慮者利用施設（社会福祉施設等）
義務（※2）	非常災害対策計画の作成、避難訓練の実施避難訓練の実施	避難確保計画の作成及び市町村への提出、避難訓練の実施・避難訓練の実施
計画で定めるべき項目	・ 施設等の立地条件 ・ 災害に関する情報の入手方法 ・ 災害時の連絡先及び通信手段の確認 ・ 避難を開始する時期、判断基準 ・ 避難場所 ・ 避難経路 ・ 避難方法 ・ 災害時の人員体制、指揮系統 ・ 関係機関との連携体制	（※3） ・ 計画の目的 ・ 計画の適用範囲 ・ 防災体制 ・ 情報収集及び伝達 ・ 避難の誘導 ・ 避難確保を図るための施設の整備 ・ 防災教育及び訓練の実施 ・ 自衛水防組織の業務（自衛水防組織を設置する場合に限る。）

上記からすると、非常災害対策計画に、避難確保を図るための施設の整備、防災教育及び訓練の実施についての事項を含めて作成することで、双方の計画を作成したとみなすことが可能であるといえる。逆にいうと、避難確保計画の作成のみを行った場合、施設等の立地条件、関係機関との連携体制などの項目に不備が生じる可能性がある。

そうだとすると、避難確保計画と非常災害対策計画は別に計画策定率を把握するあるいは、同義のものにとらえるとしても、その避難確保計画には、施設等の立地条件等についての記載があるかどうかを確認することが必要になる。

したがって、市は、各事業所から定期的に避難確保計画等の提出を受け、当該事業所の立地する地域の実情等を踏まえた内容となっているか確認・検証し、不備があれば是正指導を行う必要がある。

なお、市は、各事業所に対する実地指導時には、具体的計画内容を確認しているものと思料されるが、その際に、必要な防災設備や計画の内容の適切性についても助言を行うことが望ましい。

また、新規に事業所を設置するなどの場合には、計画作成時に市がサポートするなどの施策を行うことが望ましい。

【意見】

佐世保市では、社会福祉施設等が避難訓練を実施する際に、何らの支援を行っていないとのことである。まずは、佐世保市として、各施設の避難訓練の実施状況についてアンケートなどで把握すべきである。また、避難訓練における計画の活用方法、施設外の避難場所への避難訓練、地域と連携した避難訓練など多種多様な避難訓練を定期的に実施するよう指導等行うことが望ましい。

【意見】

誰もが、障がいの有無によって分け隔てられることなく、お互いの人格と個性を尊重し合える社会（共生社会）を実現するためには、社会的障壁（日常生活や社会生活において障害者の活動を制限したり、社会への参加を制約したりしていること）を取り除いていく必要がある。2024（令和6）年4月に障害者差別解消法が改正され、行政機関等や事業者に対して、障害のある人に対する「合理的配慮」の提供を求めている。そこで、佐世保市としても、合理的な配慮として、以下のような対応を検討していただきたい。また、以下はあくまで例示列举であって、高齢者障がい者を担当する部署と協議し、程度に応じた対応をご検討いただきたい。

① 視覚障がい者

- ・ あらかじめ希望者にメールアドレスやSNSを登録してもらい、災害情報を配信する警報システムを導入する。
- ・ 既存の電光掲示板に、災害時には緊急速報などの情報が表示されるようにシステム改修を行う。

② 聴覚障がい者

- ・ 「災害時バンダナ」（耳が聞こえないことを示すバンダナ）を事前に準備・配布する。

【意見】

災害時の避難においては、高齢者・障がい者だけではなく、妊産婦や乳幼児にも大きな心身の負担が生じる。オムツやミルクなどの準備はもちろん、妊産婦・乳幼児への配慮が行き届いた避難所運営（妊産婦が休みやすいように個室や横になれる設備を準備する、乳幼児が泣いたり騒いだりしても大丈夫な場所、落ち着いて授乳でき、おむつ替えが気兼ねなくできる場所を確保する等）がで

きるように、過去の被災自治体にヒアリングするなどして需要・対策の情報収集を行い、佐世保市地域防災計画に記載を盛り込むべきである。

1 0 要配慮者に対する計画

(1) 佐世保市地域防災計画

佐世保市は、佐世保市地域防災計画で、災害時に特に配慮を要する者（要配慮者）であって、避難行動要支援者以外の者への対応については、以下のとおりの要領で実施するものとすることを計画する。また、同計画上、被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応することを計画する。

ア 観光客に関する対策

(ア) 避難場所案内板等の整備

避難場所案内板等については、観光客が安全に避難活動を行えるよう整備を進める。また、外国語や絵による標識をつけ加えるなど、外国人観光客にも配慮する。

(イ) 避難場所の指示

宿泊施設及び観光地にその近くの避難場所を掲示するように協力要請する。

(ウ) 責任者、従業員に対する指導・訓練

宿泊施設及び観光地の責任者や従業員に避難指導やパニック防止等の指導・訓練を行い、国内外の観光客に対処する。

(エ) 緊急放送

宿泊施設及び観光地において、多くの観光客が滞在するおそれのある駅（ＪＲ佐世保駅、ハウステンボス駅など）やハウステンボス、九十九島パールシーリゾートなどの施設管理者との連携を密にし、連絡手段を確保しておく。

イ 外国人に関する対策

佐世保市には外国人市民が約1900人居住しているほか、米軍関係者が多数居住している。外国人市民等に関しては、言語や防災知識の違いなどにより、必要な情報が届きにくいことから、適切な行動がとれず、被害が拡大する可能性があるため、次の対策を推進する。

(ア) 防災パンフレットの作成

防災意識の啓発のため、パンフレット及び防災マップ等を作成する際には、外国語を併記するなど市民居住の外国人にも配慮した記載にするよう努める。

(イ) 避難場所案内板等の整備

避難場所案内板等については、外国人にもわかりやすいデザイン及び外国語を付け加えるなど、市内居住の外国人にも配慮した記載にするよう努める。

(ウ) 外国人が所属するコミュニティとの連携

外国人が所属するコミュニティ（職場、学校、教会、日本語教室、町内会等）と連携し、各コミュニティ内で外国人が集まる機会を活用して防災講座、防災訓練実施に努める。

(エ) やさしい日本語の普及

災害情報の伝達およびコミュニケーションの手段として、外国人のみならず、高齢者や子どもにも伝わりやすく、他言語への翻訳精度も上がるとされる「やさしい日本語」の普及に努める。

(オ) 長崎県災害他言語支援センターとの連携

大規模災害発生時は、長崎県と公益財団法人長崎県国際交流協会が設置する長崎県災害多言語支援センターと連携し、多言語による情報発信や避難所に来た外国人との意思疎通に努める。

(2) 関連計画等

この点について関連する計画等は以下の通りである。

ア 佐世保市国土強靱化地域計画

リスクコミュニケーション		
複数の部局に跨る課題に対し、情報交換、連携を行いながら解決を図る		
脆弱性の分析・評価、課題の検討	リスクへの対応方策検討	部局名
【観光客への対応（国内客、訪日外国人観光客）】 ○観光客が訪れる施設には、外国人を含む多くの観光客が滞在するため、大規模災害時にスムーズな情報伝達や避難誘導などが行われないとパニックを惹き起こし、多くの死傷者が発生することが懸念される。	○災害発生時は、指定管理者や宿泊施設等との連携により、国内観光客へは施設職員による誘導や館内放送を通じて状況説明や避難経路の案内を実施し、外国人観光客へは国土交通省の「災害時照合対応マニュアル」などを参考にピクトグラム（絵文字・絵単語）やJNTO（日本政府観光客）作成のインフォメーションカードなどの活用を行いつつ、迅速な対応を行う。	経済部 消防局

イ 佐世保市防災・減災事業計画

分類 担当	事務事業名 事業名		事業概要				
②-1 新規	一般管理費		避難所表示板を国が定める標準図記号を用いて、災害種別ごとの使用可否を示すものに更新する。				・避難所表示板の更新、新規設置
防災危機管理局	避難所表示板更新事業						
前期計画	H25	H26	H27	H28	H29	H30	総事業費(千円)
							4,312
後期計画	R1	R2	R3	R4	R5		

(3) 実施内容・監査等

ア 避難誘導整備体制について

避難所表示板を英語併記にし、災害種別や避難所図記号を災害種別避難誘導標識システム（J I S Z 9 0 9 8）に基づき使用している。具体的には以下のとおりである。

避難場所等の図記号の標準化の取組

平成30年3月現在
内閣府(防災担当)

(1)これまでの経緯

- 災害対策基本法改正により、避難場所は災害種別毎に設定。
- 避難場所等の図記号について標準化を図るため、関係府省庁等は連絡会議を設置して、避難場所等の図記号の標準化を進めることを決定。
- 図記号のJIS制定に向けて、JIS原案作成委員会が図案を作成し、同委員会から経済産業大臣に報告。
→平成28年3月22日に図記号等をJIS制定。

(2)現在の取組状況

- 国、地方公共団体において、本図記号の周知徹底や避難標識整備を図っていく。
- 国際標準規格とすべく、平成28年10月に経済産業省が国際標準機構(ISO)に新規提案中(現在審議中)。



○避難場所の表示方法(イメージ) 「避難場所+災害種別を併記」



<災害種別図記号>

災対法の災害種類	JIS制定された災害種別図記号	
津波	津波・高潮 (従来の図記号も活用 一般図記号も作成)	
高潮		
洪水	洪水	
内水氾濫	内水氾濫	
崖崩れ 土石流 地滑り	崖崩れ 地滑り	
	土石流	
大規模な火事	大規模な火事	
地震	起きる災害(津波、大規模な火事等)でカバー	
火山	シェルターなどに避難するため、それらの周知を実施	

別紙2 避難所表示板仕様



- 材質 アルミ基板
(高輝度反射仕様)
- 寸法 横900mm
縦600mm
厚み2mm

また、その実施状況は以下のとおりである。

1. 事業概要																									
事業名		4避難所表示板更新事業					部局課名		防災危機管理局																
計上開始年度／計上時性質		R3		新規			担当／内線		中野		2553														
開始年度／性質		R3		新規			会計		01一般		2553														
事業の種類		その他ソフト					中事業名称		災害対応計画推進事業 一般管理費																
防災・減災計画の位置付け		基本目標		③災害に強いまちの基盤の整備			対象		市民																
施策		2-1ハザードマップなどの防災情報の充実					目的		指定緊急避難場所及び指定避難所に災害の状況に応じた使用を示す表示板を設置し、市民等に周知することで、災害時の避難を安全かつ迅速に行えるようにする。																
国土強靱化地域計画の記載		有		1-6			活動指標		避難所表示板更新・新規設置																
地域防災計画の記載		無					効果		・防災意識の向上 ・避難体制等の充実・強化 ・災害リスク情報の市民への周知																
各種計画への位置付け		無																							
事業内容		現在設置している避難所表示板を国が定めた標準図記号を用いて、災害種別ごとの使用可否を示すものに更新する。																							
2. 年次計画																									
年度		H25実績		H26実績		H27実績		H28実績		H29実績		H30実績		H31/R1実績		R2実績		R3実績		R4予算		R5予算		総合計	
合計																		1,600		1,800		1,180		4,580	
国																		800		900		590		2,290	
財源内訳																								0	
地方債																								0	
その他																								0	
一般財源																		800		900		590		2,290	
工程 (年度毎に用を棄絶するか壁面)																		避難所表示板更新・新規設置		避難所表示板更新・新規設置		避難所表示板更新・新規設置			
指標																		145避難所		145避難所		145避難所			
実績値																		61避難所		40箇所					
3. 評価 ※新規事業は除く																									
昨年度の進捗状況		・R3年度に145避難所のうち、61箇所の避難所表示板を更新した。					事業実施による効果		・防災意識の向上 ・避難体制等の充実・強化 ・災害リスク情報の市民への周知																
次年度以降の改善策		本事業は社会資本総合整備事業費(防災・安全社会資本整備交付金)対象であることから、R3、R4に引き続き、活用する。					次年度の方向性		継続																
年次計画の修正		無																							

2023（令和5）年度は、27箇所の避難所表示板を更新、1箇所に新規に設置し、1箇所移設し、その事業費合計は91万5750円（うち国費45万6000円）である。

【指摘】

目標値は、145避難所であるが、2023（令和5）年度の段階では達成できていない状況である。早急に問題点・課題を検討し、その結果や対応策を各計画・マニュアルに盛り込むとともに、予算を確保し、早急に達成できるよう努めるべきである。

イ 情報伝達手段について

佐世保市が情報伝達手段の一つとして活用している防災ポータル

(<https://sasebo-bousai.my.site.com/>) を 16 言語で表示できるようになっている。

ウ その他外国人の理解に資する「やさしい日本語」の普及等について
防災講話をやさしい日本語で実施している。

エ 九十九島パールシーリゾート（させぼパール・シー株式会社）について

経済部では、九十九島パールリゾート（させぼパール・シー株式会社）と連携し、以下のとおり、避難誘導整備体制の構築状況等につき把握している。

		九十九島 水族館	九十島動植 物園	遊覧船 ターミナル	九十九島 遊覧船
①	観光客向けの避難誘導整備体制の構築状況及び外国人向けの外国語、絵、その他標識による配慮等の実施状況	有	有	有	有
②	災害時避難場所の掲示実施状況	無	無	無	一
③	観光地における災害時緊急放送の内容	有	有	有	有
④	緊急時連絡手段及び連携の約定その他取り決め内容	有	有	有	有
⑤	外国人(米軍関係者含む)に対する防災パンフレット等の内容及び配備状況、避難場所案内等の内容及び整備状況、外国人コミュニティとの連携内容、その他外国人の理解に資する「やさしい日本語」の普及状況	無	無	無	無
⑥	長崎県災害多言語支援センターとの連携内容	無	無	無	無

【意見】

佐世保市地域防災計画では、「パンフレット及び防災マップ等を作成する際には、外国語を併記するなど市民居住の外国人にも配慮した記載にするよう努める」とされている。確かに防災ポータルでは16言語に対応しているが、防災ポータルは主に災害が発生した際の情報伝達手段であり、災害が発生する前に避難行動等を確認するための情報は、外部リンクにとんでおり、その先は、

英語等の主要な外国語には対応しているものの、多言語には対応していないホームページがほとんどである。また、佐世保市で作成しているパンフレットとしては、災害時の避難行動シートがあり、防災マップ等としてはハザードマップがあるが、いずれも外国語は併記されていない。これらにつき早急に対応することが望ましい。

1 1 ボランティアに関する計画

(1) 佐世保市地域防災計画

近年の災害においては、発生直後から様々な局面で多くのボランティアが活躍しており、その役割は応急対策及び復興において大きな力となっている。

そのため、佐世保市地域防災計画では、災害発生に際して、ボランティアが円滑に活動し、能力が十分発揮できるよう下記のとおり計画する。

ア NPO（民間非営利組織）・ボランティア等との連携

佐世保市では、2005（平成17）年4月に開設し、社会福祉協議会ボランティアセンターも入居している「させぼ市民活動交流プラザ」を拠点として、平常時から保健、福祉をはじめとする多くのNPO（民間非営利組織）・ボランティア等が活躍している。

災害発生にもこうした団体の活動が期待されるため、平常時から連携を深めておく必要がある。

社会福祉協議会、災害ボランティアネットワーク連絡協議会、日本赤十字社を通じて、各団体の連絡体制を確立するなどネットワーク化を図るものとする。

イ 一般ボランティアの受入れ

日常的に活動しているボランティアのほか、災害発生時には被災地外から多くの一般ボランティアが応援に駆けつけることが予想される。

一般ボランティアは被災地の実情（地理、被災状況）を熟知していないことが多いため、円滑な活動を行うことができるよう、被災地の情報や要望を的確かつ正確に伝える必要がある。

そのため、災害発生時におけるボランティア受付窓口の設置やボランティアコーディネートについて、社会福祉協議会、災害ボランティアネットワーク連絡協議会を中心に各団体と協議するものとする。

（２）関連計画等

ア 佐世保市国土強靱化地域計画

行政機能	
市民の生命を守り、迅速な復興を図るため、行政としての基幹機能の保持を図る	
脆弱性の分析・評価、課題の検討	リスクへの対応方策検討
【円滑なボランティア活動】 ○大規模災害が発生した際に、災害ボランティアに対し、初期の対応が遅れることがないように体制づくりが必要である。	○大規模災害時には円滑な活動ができるよう、実施主体である佐世保市福祉協議会や関係機関と連携し、毎年実施している佐世保市総合防災訓練の「災害ボランティアセンター設置運用訓練」等を通じて実効性を確保する。

【意見】

佐世保市地域防災計画では、計画の推進につき、社会福祉協議会、保健福祉部、市民生活部が担うこととなっている一方、佐世保市国土強靱化地域計画では、保健福祉部所管となっている。

災害ボランティアセンターを社会福祉協議会が運営していることから、社会福祉協議会が災害ボランティア活動に必要な人材を確保するなど主体的には社会福祉協議会が施策を実施していくことになろうかと思われる。

その場合に、保健福祉部や市民生活部が各々どのような役割を担うのか、どのように連携を進めていくのかを具体的に検討し、防災計画にも記載すること

が望ましい。

なお、併せて施策の実施主体として保健福祉部及び市民生活部の双方が必要であるのか、施策の実施主体に関する整理を行うことも必要かと考えられる。

【意見】

佐世保市地域防災計画では、「災害発生時におけるボランティア受付窓口の設置やボランティアコーディネートについて、社会福祉協議会、災害ボランティアネットワーク連絡協議会を中心に各団体と協議するものとする」と計画されているところ、どのような協議が現在までに行われたか不明である。協議が行われている場合には、議事録や報告書などを整備し、取り組みの内容を報告・検証出来るようにすべきである。

また、例えばボランティアコーディネートにつき、災害ボランティアコーディネーターを養成するための講座を社会福祉協議会で開催するなど、具体的な施策を協議していくべきである。

1 2 情報収集伝達に関する計画

(1) 佐世保市地域防災計画

佐世保市地域防災計画では、災害発生時に被害情報を迅速に収集し、また、防災情報の伝達を円滑に行うため、平常時から情報収集伝達体制の強化を図ることを目的として、以下のとおり計画している。

ア 災害情報収集システムに関する計画

市民等への情報伝達手段として、特に防災行政無線（戸別受信機を含む。）の更新整備を図るとともに、インターネット配信や携帯電話の活用も含め、要配慮者にも配慮した多様な情報伝達手段の整備を図る。

また、無線通信網の多重化対策を強化するとともに、災害情報共有システムの構築を図る。

(ア) 同報無線システムの整備

災害時の応急活動にかかる情報通信の重要性に鑑み、耐災害性に優れたデジタル同報無線システムの整備を図る。

- a 到達性・建物浸透性の高い電波を利用した非常通信設備
- b 無線通信と衛星通信の導入による通信の二重化
- c 屋外拡声器と戸別受信機の配備による防災情報の確実な伝達

(イ) 災害情報共有システムの整備

災害時に被害の状況を把握し、迅速的確な応急対策を実施するため、観測情報や被害情報等の収集、分析、意思決定支援ならびに情報発信機能を一元的に管理、運用する災害情報共有システムの整備を図る。

イ 情報収集伝達体制に関する計画

防災関係機関は、被害情報の収集体制の整備、伝達窓口の明確化に努めるとともに、様々な環境下にある住民や職員に対し、防災情報が確実に伝わるように関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J－A L E R T）、テレビ、ラジオ（コミュニティFMを含む。）、ウェブページやメール、ソーシャルネットワーキングサービス（S N S）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）等を用いた伝達手段の多重化・多様化を図るなど、情報収集伝達体制の強化を進める。

また、勤務時間外における災害発生に備え、消防機関との連携により情報収集伝達体制の確保に努める。

(2) 関連計画等

ア 佐世保市国土強靱化地域計画

行政機能	
市民の生命を守り、迅速な復興を図るため、行政としての基幹機能の保持を図る	
脆弱性の分析・評価、課題の検討	リスクへの対応方策検討
【防災情報の確実な伝達】重点施策 ○水害や土砂災害において、防災行政無線による避難指示等の防災情報が市民に対し確実に伝達できるよう取組が必要である。	○防災行政無線の戸別受信機を配備し、市民への防災情報の確実な伝達のための機能強化を図る。
【情報伝達手段の確保、強化】 ○災害発生及び災害発生が見込まれるときに災害情報を確実に市民に伝達する必要がある。	○防災行政無線設備の正常な稼働を維持し、市域の無線システム構成を統一するとともに戸別受信機の配備とEメール配信、その他多様な情報伝達手段の活用を促進し、確実性を高める。

イ 佐世保市防災・減災事業計画

分類 担当	事務事業名 事業名		事業概要				
②-2 拡充	災害情報等伝達事業		防災行政無線の難聴地域対策として、スピーカーの延長、子局の追加設置等を行う。				・スピーカー延長工事 ・子局の設置工事
防災危機管理局	防災行政無線難聴地域対策事業						
前期計画	H25	H26	H27	H28	H29	H30	総事業費(千円)
後期計画	R1	R2	R3	R4	R5		117,489

分類 担当	事務事業名 事業名		事業概要				
②-2 新規	災害情報等伝達事業		防災行政無線の戸別受信機を希望する世帯に配付するため、住民への申請書送付及び希望者への戸別配送を行う。				・申請書作成、送付及び戸別受信機の配送
防災危機管理局	戸別受信機配付事業						
前期計画	H25	H26	H27	H28	H29	H30	総事業費(千円) 17,667
後期計画	R1	R2	R3	R4	R5		

(3) 実施内容

ア 情報収集伝達体制の整備

佐世保市では以下のとおり情報収集伝達体制を整備している。

(ア) 防災行政無線

市内全域に屋外拡声支局を整備し、戸別受信機の無償貸与を実施している。

配信局：2 か所（本庁舎、消防局）

送信局：3 か所（烏帽子岳、石盛岳、宇久城ヶ岳）

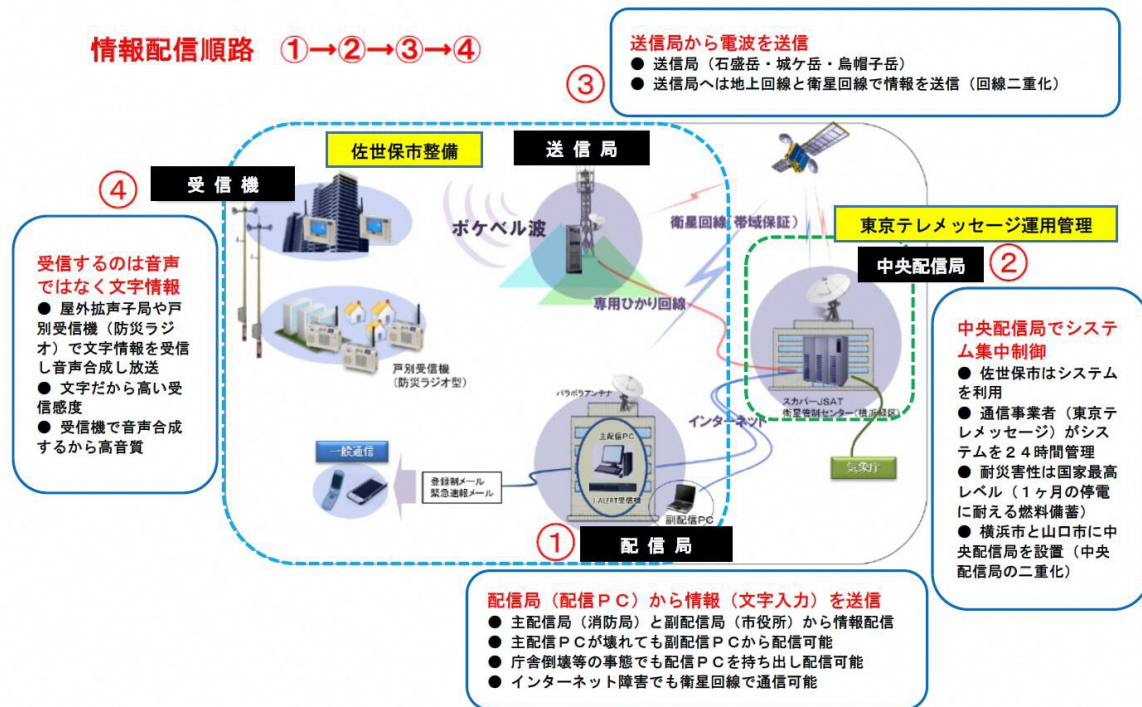
屋外拡声支局：5 2 0 か所（市内全域）

戸別受信機：無償貸与（一般世帯、要配慮者利用施設等）

佐世保市では、情報伝達手段として280MHzのポケベル波を利用した同報無線システムを導入している。これにより、到達性と建物浸透性が高いという電波特性をもつポケベル波を利用した個別受信機の配備によって、「聞き取りにくい」という課題が解消できる。また、音声発信ではなく、文字情報を発信し、受信側で高音質の合成音声に変換する仕組みであるため、明瞭に聞き取れるようになった。そして、耐災害性も高く、地上回線と衛星回線の二重化が確保される。

280MHz同報無線について、2020（令和2）年度に旧6町に配備し、2024（令和6）～2025（令和7）年度に旧市内に整備することとなっている。

280MHz 同報系無線システム構成



（イ）防災ポータル

佐世保市の防災ポータルでの周知を行っている。

（ウ）SNS・メールでの配信

防災情報メール、X（旧Twitter）、市公式LINE、Yahoo！

防災アプリ、Facebook、緊急速報メールへ配信可能にしている。

（エ）Lアラート

長崎県システムを通じて、Lアラートから各報道機関へ配信することとしている。

（オ）FMさせば

【評価】

情報収集伝達システムの構築については、おおむね計画通りに推進されてお